



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

令和5年度輸入食品監視指導計画に係る説明会

令和5年度
輸入食品監視指導計画の概要について

大阪検疫所食品監視課
令和5年4月26日

輸入食品監視指導計画について

厚生労働省ホームページ（令和5年度輸入食品監視指導計画）
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000200506.html>



❖ 目的

- ◆ 輸入時の検査や輸入者の監視指導等の効果的かつ効率的な実施を推進し、輸入食品等の一層の安全性確保を図る。

❖ 監視指導の基本的な考え方

- ◆ 輸出国、輸入時及び国内流通時の3段階での安全性確保を図るべく計画を策定し、監視指導を実施する。

令和5年度の主な変更点

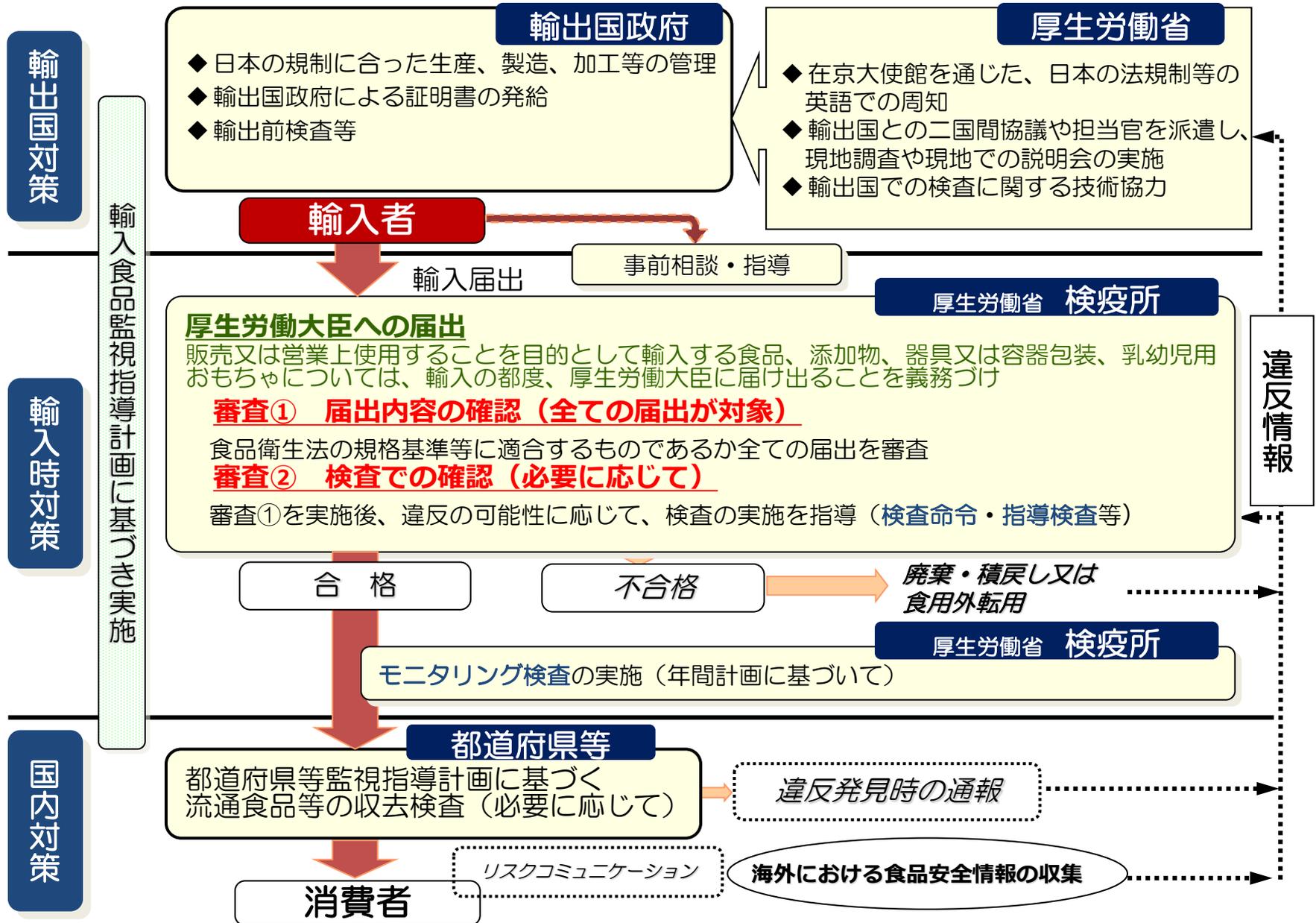
◆モニタリング検査計画数約100,000件（増減なし）

※ 効果的・効率的な実施のため、輸入される食品等に対し幅広く実施
貨物確認検査についても継続的に実施

検査項目	令和5年度	令和4年度
残留農薬	26,440	27,570
成分規格（大腸菌群等）	14,370	14,360
添加物	12,290	11,950
病原微生物（リステリア等）	15,150	14,850
抗菌性物質等	12,090	12,190
カビ毒（アフラトキシン等）	8,080	7,570
遺伝子組換え	930	860
放射線照射	650	650
検査強化品目（SRM除去確認含む）	10,000	10,000
合計	100,000	100,000

→監視指導計画において示された計画件数

輸入食品の監視体制概要





ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

輸入時における監視指導

輸入時における監視指導

① 輸入届出による確認

- ◆食品衛生法への適合性の確認
- ◆届出のほか、輸出国政府の発行する証明書、行政検査等により確認

② モニタリング検査の実施

- ◆モニタリング計画の策定及び実施
- ◆輸出国等における情報や法違反の発見等により検査を強化※



※強化の解除条件⇒輸出国対策の有効性が確認された場合、もしくは強化開始日より1年間を経過した場合又は60件以上の検査を実施した場合であって、同様の法違反事例がない場合

輸入時における監視指導

③ モニタリング検査以外の行政検査

- ◆必要に応じて現場検査を実施
- ◆届出内容との同一性を確認する貨物確認検査の実施



④ 検査命令の実施

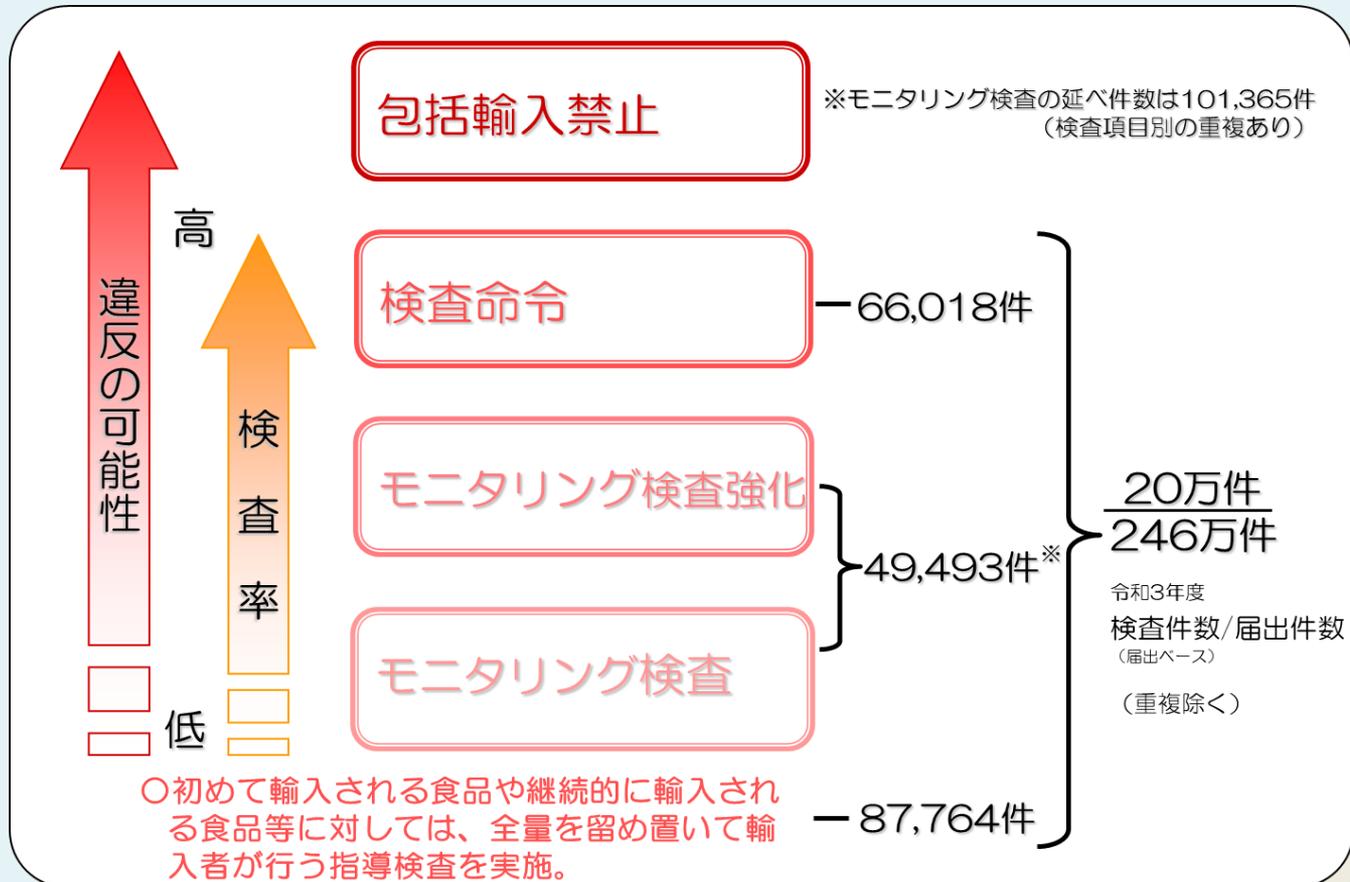
● 検査命令の解除要件

- 輸出国による再発防止対策が講じられた場合
- 命令通知日から2年間新たな違反事例がないもの又は1年間新たな違反事例がなく、かつ、検査命令の実施件数が300件以上ある場合

輸入時における監視指導

⑤ 包括的輸入禁止措置の検討

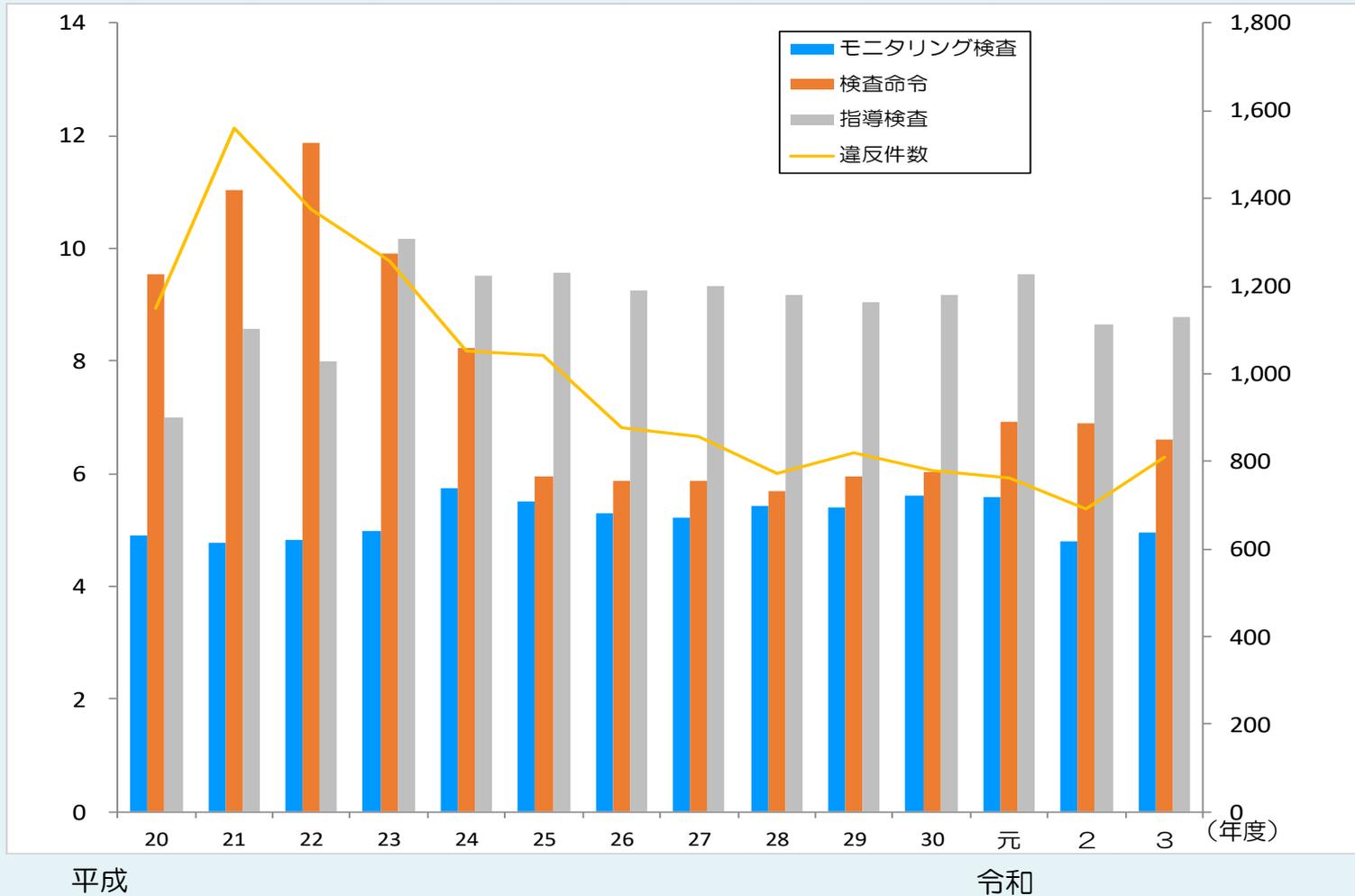
- 特定の国若しくは地域又は特定の者により製造等がなされた輸入食品等について、検査件数に対する違反率が5%以上の場合等



輸入時における監視指導

輸入時の検査・違反件数の推移

検査件数（万件）



違反件数（件）

輸入時における監視指導

⑥海外からの情報等に基づく緊急対応

- ・ 法違反食品等の輸入実績がある場合には、流通状況の調査、輸入者への指示を行う。

海外情報の内容	対象国	対象食品
リステリア・モノサイトゲネスが検出され、現地にて自主回収	フランス	ナチュラルチーズ
原料アーモンドからアフラトキシンが検出され、現地にて自主回収	ベルギー	チョコレート
サルモネラが検出され、現地にて自主回収	米国	ピーナッツバター

～ 令和4年度において海外情報等に基づき監視強化を行った主な事例 ～



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

輸出国における 衛生管理対策の推進

輸出国における衛生管理対策の推進

① 我が国の食品衛生に関する規制等の周知

② 二国間協議、現地調査等の実施

- ◆検査命令対象国、法違反の可能性が高い輸入食品の輸出国政府に対する要請
- ◆経済連携協定締結国等の食品衛生に係る情報収集及び現地調査

輸出国における衛生管理対策の推進

◆輸出牛肉等の衛生管理対策の確認のため、専門家の派遣や現地調査

◆HACCPに基づく衛生管理や衛生証明書の添付が求められる食品の輸出国における生産等の段階での衛生管理対策の確認等

③ 輸出国における監視体制の強化に資する技術協力等の実施



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

輸入者による 自主的な衛生管理の推進

輸入者による自主的な衛生管理の推進

食品安全基本法

輸入者自らが食品の安全性確保の第一義的責任者であり、必要な措置を食品供給行程の各段階で適切に講ずる責務がある。

① 輸入者に対する基本的な指導事項

◆別表2のとおり。加工食品については「輸入加工食品の自主管理に関する指針（ガイドライン）について」（平成20年6月5日付け食安発第0605001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）の別添1に基づく指導。

◆「健康食品」の安全性確保に努める。厚生労働大臣が指定した成分等を含む食品にあつては、製造方法が法に適合していることについての確認。

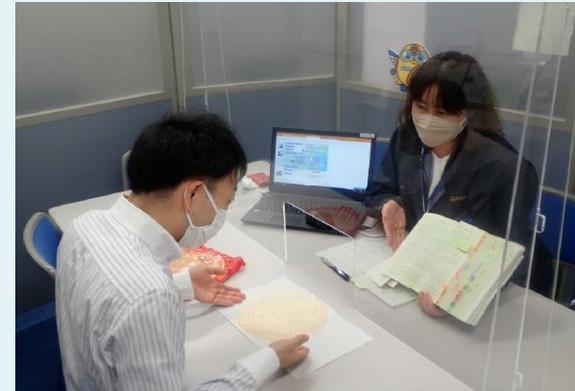
◆食品用器具、容器包装のポジティブリスト制度*の周知と適合性確認の徹底。

※安全性を評価し、使用を認められた物質以外は食品用器具、容器包装への使用を原則禁止とする仕組み

輸入者による自主的な衛生管理の推進

② 輸入前指導の実施

- ◆輸入前指導の実施体制の強化を図り、法違反食品の輸入の未然防止に努める。
- ◆輸入食品相談指導室の利用促進。



③ 輸入前指導による法違反発見時の対応

- ◆適切な対策を講じ、改善が図られるまでは輸入を見合わせるよう指導。

④ 輸入時における自主検査の実施

輸入者による自主的な衛生管理の推進

⑤輸入食品等の記録の作成及び保存

- ◆輸入及び販売状況の記録等の適正な作成及び保存
- ◆モニタリング検査時の「販売計画書」の提出指導

⑥食品安全に関する知識の向上

- ◆説明会、講習会への参加
- ◆食品表示について都道府県等への事前相談を促す。





ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

リスクコミュニケーションの推進

リスクコミュニケーションの推進

厚生労働省 食品安全情報

健康・医療 **食品**

- ◆ 災害関連情報
- ◆ トピックス
- ◆ 重要なお知らせ
- ◆ 施策情報
- ◆ 各施策情報
- ◆ 国民参加の場
- ◆ 便利な資料
- ◆ 関連審議会・検討会等
- ◆ 政策分野関連情報
- ◆ 政策分野に関連のサイト

食品の安全性確保を通じた国民の健康のために

食中毒の防止に万全を期すとともに、食品中の農薬残留基準などの各種基準の策定に取り組むなど、私たちが毎日、口にする食品の安全性を確保するための施策を行っています。



English



輸入食品の監視



食品の安全性を確保するための検査



食肉の安全性確保



食品安全に関する国際的な取り組み

政策について

- ◆ 分野別の政策一覧
- ▼ 健康・医療
 - ▶ 健康
 - ▶ **食品**
 - ▶ 医療
 - ▶ 医療保険
 - ▶ 医薬品・医療機器
 - ▶ 生活衛生
 - ▶ 水道
 - ▶ 子ども・子育て
 - ▶ 福祉・介護
 - ▶ 雇用・労働
 - ▶ 年金
 - ▶ 他分野の取り組み
- ◆ 組織別の政策一覧
- ◆ 各種助成金・奨励金等の制度

https://www.mhlw.go.jp/stf/eisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/index.html



- ◆ 報道発表資料
- ◆ パブリックコメント
- ◆ 食品の安全に関するQ&A
- ◆ 食品関係用語集
- ◆ パンフレット
- ◆ 消費者向け情報
- ◆ 事業者向け情報
- ◆ 医師・医療機関向け情報
- ◆ 子ども向け情報
- ◆ 審議会・検討会
- ◆ コーデックス委員会
- ◆ 分野別施策
 - 輸入食品
 - 食品添加物
 - 食中毒
 - 残留農薬等
 - バイオテクノロジー応用食品
 - 健康食品
 - 器具・容器包装・おもちゃ
 - HACCP
 - BSE
 - 汚染物質
 - etc...

リスクコミュニケーションの推進

輸入食品の安全を守るために

健康・医療 輸入食品監視業務

- 報道発表資料
- 施策紹介
- 関連情報

輸入食品の安全を守るために

カロリーベースで約6割を海外から輸入される食品に依存しているわが国において、今や輸入食品をなくして国民の食生活は成り立たないものとなっています。このため厚生労働省では、国民の「食の安全」を確保するための重要な課題として、輸入食品の安全性確保に取り組んでいます。



English

トピックス

▶ [トピックス一覧](#)

- 2021年12月20日掲載 ▶ [令和3年度輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果（中間報告）の公表](#) **NEW**
- 2021年11月10日掲載 ▶ [輸入食品に対する検査命令の実施](#)
- 2021年10月29日掲載 ▶ [輸入食品に対する検査命令の実施](#)
- 2021年10月26日掲載 ▶ [輸入食品に対する検査命令の実施](#)
- 2021年9月13日掲載 ▶ [輸入食品に対する検査命令の実施](#)

- ◆ トピックス
- ◆ 報道発表資料
- ◆ 輸入手続
- ◆ 監視指導・統計情報
- ◆ 違反事例
- ◆ 輸出国対策
- ◆ リスクコミュニケーション
- ◆ パブリックコメント
- ◆ Q&A
- ◆ その他の個別案件
- ◆ 食品衛生法の改正
- ◆ 参考資料

▶ [子ども・子育て](#)

▶ [福祉・介護](#)

▶ [雇用・労働](#)



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/yunyu_kanshi/index.html

リスクコミュニケーションの推進

国立医薬品食品衛生研究所の食品に関する情報

食品の安全性に関する情報

National Institute of Health Sciences

▶ **トピックス Update!**

(新型コロナウイルス(2019-nCoV)に関する食品関連情報、欧米で発生しているA型肝炎ウイルス(HAV)感染アウトブレイクに関する食品関連情報、品のメラン混入事案関連情報、その他)

▶ **「食品安全情報」**

(食品の安全性に関する国外の最新情報紹介)

▶ **食品中の微生物に関する情報 Update!**

(新型コロナウイルス(2019-nCoV)に関する食品関連情報、欧米で発生しているA型肝炎ウイルス(HAV)感染アウトブレイクに関する食品関連情報、sakazakii 関連情報、HACCP関連情報など)

▶ **食品中の化学物質に関する情報**

(食品添加物、残留農薬・動物用医薬品、汚染物質等に関する情報)

Archives

[食品衛生関連情報の効率的な活用に関するポータルサイト](#)
(検疫所や衛生研究所等の関連情報)

【ご利用にあたっての注意】

- ・本サイトの情報及び本サイトからリンクされているサイトを利用したことにより発生した損害等についての責任は一切負いかねますので、ご了承下さい。
- ・内容及びアドレスは予告なく変更又は削除されることがあります。

国立医薬品食品衛生研究所
安全情報部 第二室・第三室

[NIHS ホームページ](#)

<http://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/index.html>

- ◆ トピックス
- ◆ 「食品安全情報」
- ◆ 食品中の微生物に関する情報
- ◆ 食品中の化学物質に関する情報
- ◆ 食品衛生関連情報の効率的な活用に関するポータルサイト



リスクコミュニケーションの推進

厚生労働省公式「食品安全情報Twitter」



厚生労働省の食品衛生行政に関連する情報を積極的に発信します

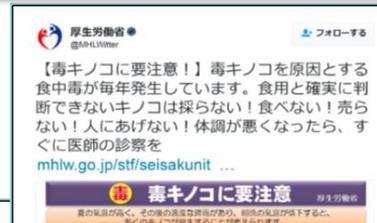
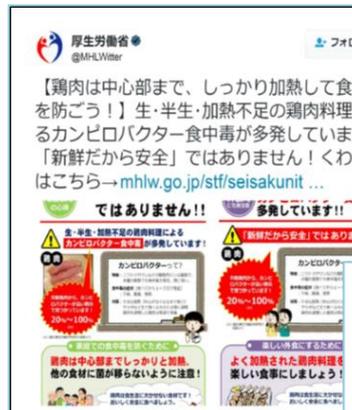
- ◆食中毒の注意喚起
- ◆意見交換会開催のお知らせ
- ◆食品衛生月間の案内
- ◆プレス情報（輸入食品の監視情報など）
- ◆新作パンフレット・リーフレットのお知らせ

【主な食中毒の注意喚起ツイート】

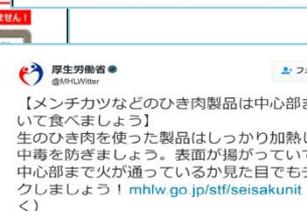
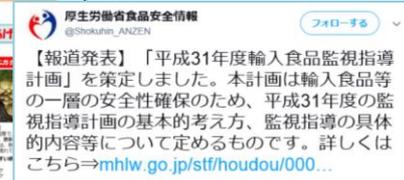
季節に応じた食中毒の予防啓発情報を発信。

- 4～6月：有毒植物の誤食による食中毒
- 7～9月：細菌性食中毒（カンピロバクター等）
- 9～10月：毒キノコによる食中毒
- 11～3月：ノロウイルス食中毒

肉フェスで大規模食中毒発生



←毒キノコに要注意！



←冷凍メンチカツによる0157食中毒

https://twitter.com/Shokuhin_ANZEN



令和5年度
輸入食品監視指導計画に係る説明会

令和4年度
行政検査実施状況について

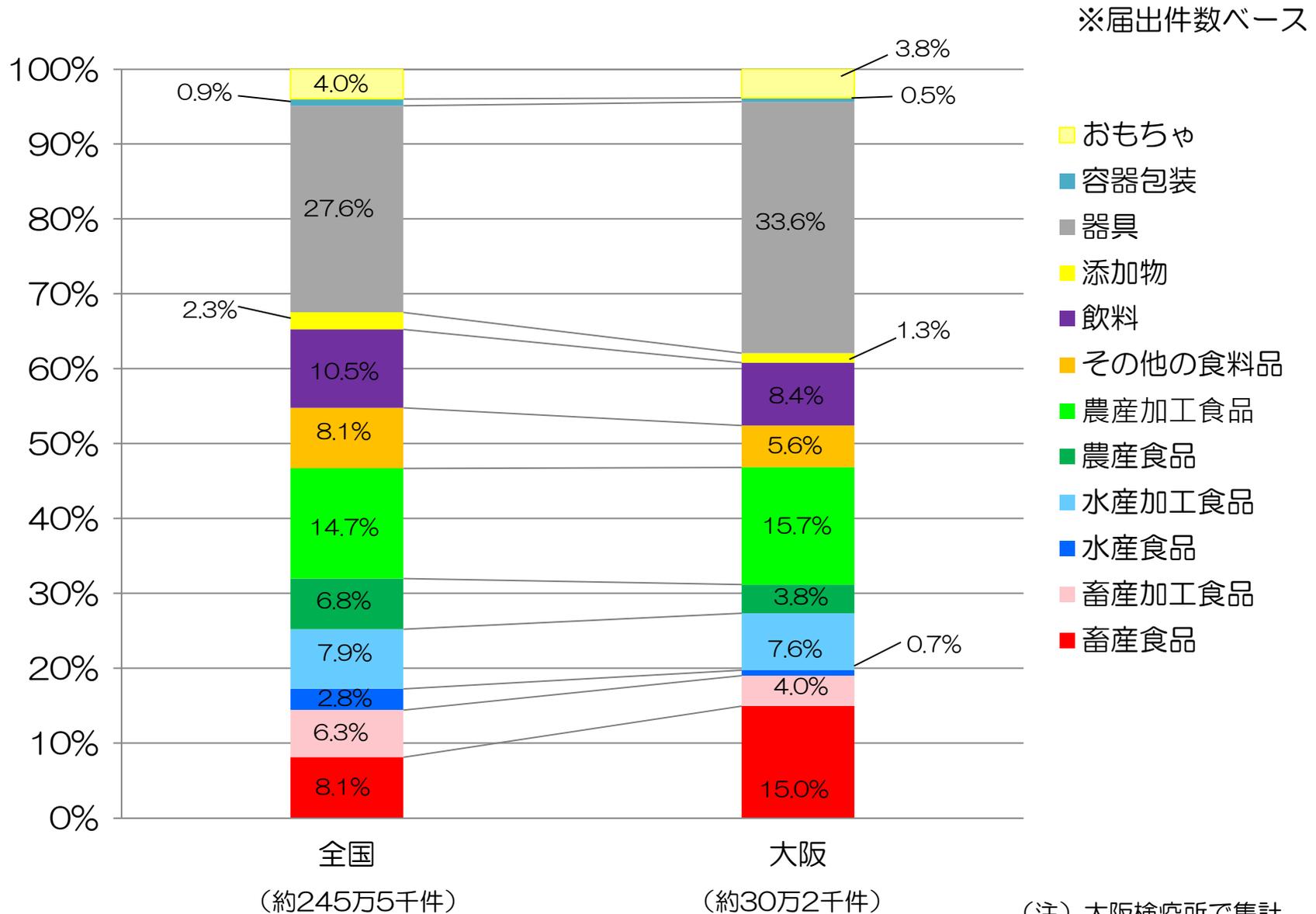
大阪検疫所食品監視課
令和5年4月26日

大阪検疫所における輸入食品監視指導概況 (令和3年度まで)

【年度別の届出・検査・違反状況】

区分 年度	輸入届出件数	輸入・届出数量		検査数量		違反数量	
	件数 (全国)	件数	重量(t)	件数	重量(t)	件数	重量(t)
平成26年度	2,216,012	273,344	2,390,727	17,832	169,084	68	602
平成27年度	2,255,019	275,545	2,408,133	17,168	168,949	59	1,057
平成28年度	2,338,765	286,897	2,582,240	17,892	188,332	53	749
平成29年度	2,430,070	299,019	2,710,822	18,483	178,178	64	300
平成30年度	2,482,623	309,846	2,764,636	18,901	177,953	56	424
令和元年度	2,544,674	312,888	2,767,407	19,544	191,540	87	515
令和2年度	2,352,082	294,531	2,468,818	19,366	167,863	59	556
令和3年度	2,455,182	302,161	2,552,132	19,669	156,968	74	472

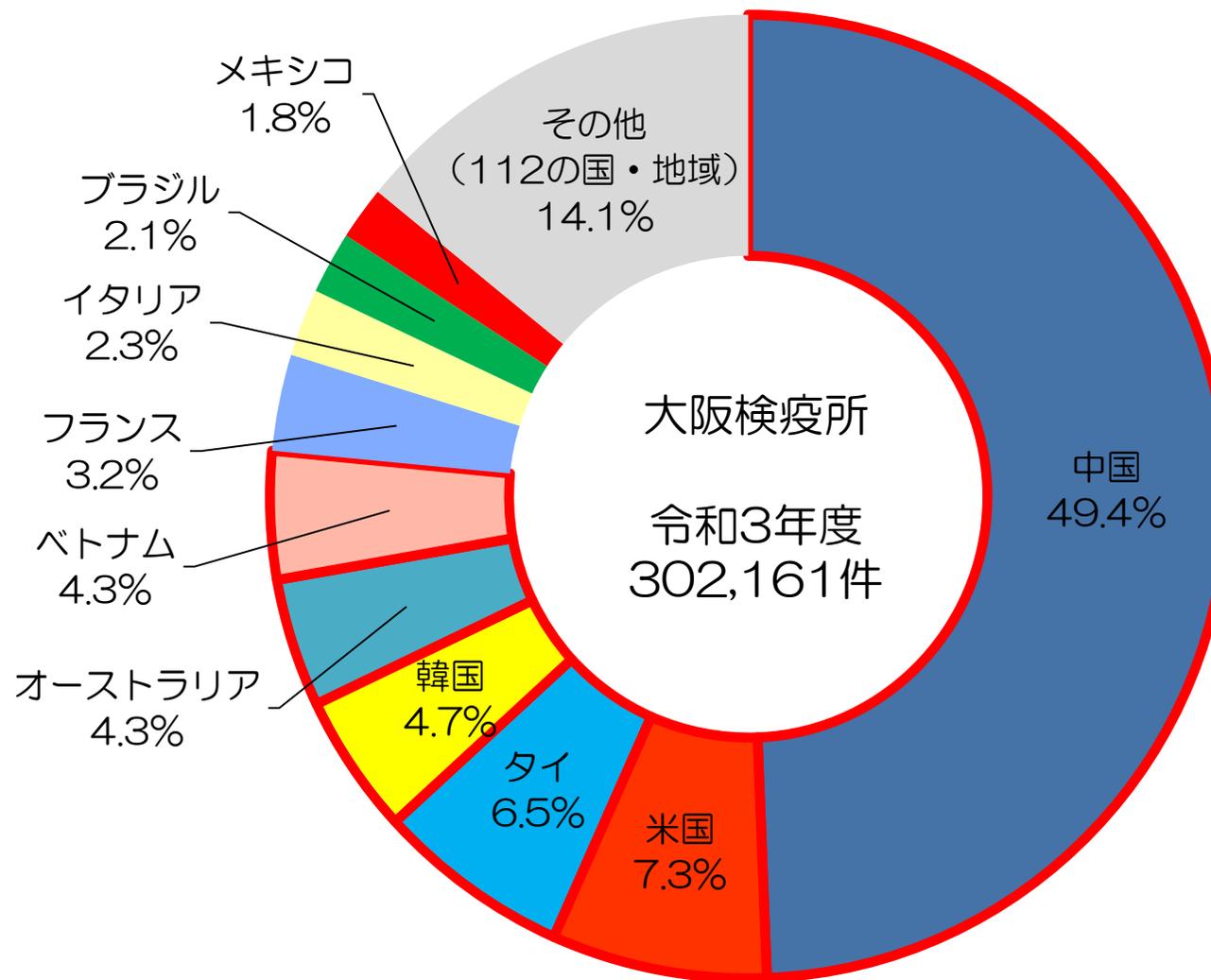
品目別輸入届出状況（令和3年度・全国対比）



(注) 大阪検疫所で集計

大阪検疫所の輸出国別届出状況（令和3年度）

※届出件数ベース



赤枠は届出1万件以上の国

(注) 大阪検疫所で集計

令和4年度大阪検疫所の食品等輸入届出状況

大阪検疫所	令和4年度 (速報値)	令和3年度
届出件数	299,083件	302,161件
届出重量	約229万トン	約255万トン
検査件数	19,658件	19,669件
違反件数	60件	74件
違反率 (違反件数/検査件数)	0.31%	0.38%

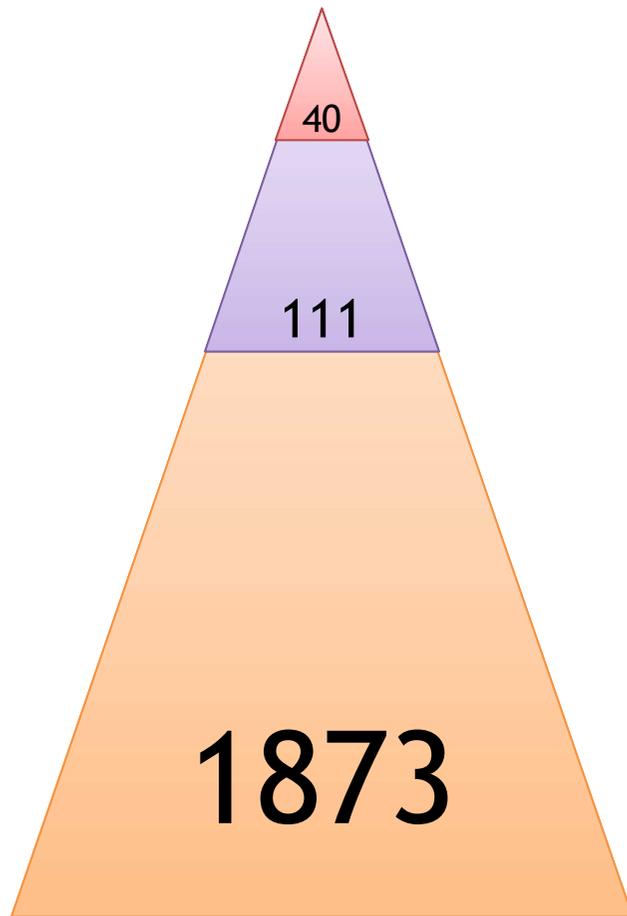
* (大阪検疫所調べ)

令和4年度モニタリング検査実施状況について

検査項目	令和4年度 計画件数（全国）	大阪検疫所の計画数（非 公開）に対する実施率
抗菌性物質等	12,125	126%
残留農薬	27,556	116%
添加物	11,981	101%
成分規格等	14,370	107%
病原微生物	14,874	113%
カビ毒	7,582	80%
遺伝子組換え食品	863	108%
放射線照射	670	111%
検査強化分 （SRM除去確認含む）	10,000	-
総計	100,021	100%

検査強化分は各検査項目で実施率を集計しています。SRM検査のみ検査強化分として集計。
（速報値:大阪検疫所調べ）

貨物確認検査実施結果（速報値）



確認事項	同一性 照会件数	届出訂正 指示件数
添加物	31	9
原材料（材質）	24	16
製造者等	26	2
原材料と添加物	12	3
品名	4	3
食品分類	3	2
数重量	3	3
輸入者	1	0
用途	1	1
その他	6	1
合計	111	40

- 原材料及び添加物が届出と異なる割合が多い
- 少数ではあるが届出と全く異なる貨物が発見された

届出前に十分な同一性の確認をお願いします



大阪検疫所の主な違反事例

違反条文		違反件数	構成比 (%)	主な違反内容
6	販売等を禁止される食品及び添加物	11 (3) *	18	輸送時における事故による腐敗・変敗（異臭・カビの発生）：米 アフラトキシン付着・含有：落花生 シアン化合物含有：キャッサバ加工品
10	病肉等の販売等の禁止	1	2	衛生証明書の不添付：米国産牛肉
12	添加物等の販売等の制限	2	3	サイクラミン酸検出：中国産加工食品
13	食品又は添加物の基準及び規格	43 (16) *	71	動物用医薬品の含有：えび（フラゾリドン） 農薬の残留基準超過：ライチ（トリシクラゾール）、そば（ハロキシホップ）、カカオ豆（2,4-ジクロロフェノキシ酢酸）、くわい（パクロブトラゾール） 添加物の使用基準違反：ビスケット、ノンアルコールワイン（二酸化硫黄） その他食品の成分規格違反：冷凍食品等（一般生菌数、E.coli、大腸菌群） 製造、加工及び調理基準違反：乾燥しいたけ（放射線照射）
18	器具又は容器包装の基準及び規格	2	3	材質別規格不適合：合成樹脂製（蒸発残留物）
68	おもちゃ等への準用規定	2	3	おもちゃの規格違反：PVC製（フタル酸）
計		61（届出件数：60）		

*モニタリング検査における違反件数。

違反内訳：その他食品の成分規格違反：13件、アフラトキシン含有：3件、農薬の残留基準超過：2件、製造、加工及び調理基準違反：1件

令和5年度
輸入食品監視指導計画に係る説明会

令和5年度
モニタリング検査実施計画について

大阪検疫所食品監視課
令和5年4月26日

令和5年度モニタリング検査計画件数について

検査項目	令和4年度 計画件数（全国）	令和5年度 計画件数（全国）
抗菌性物質等	12,125	12,154
残留農薬	27,556	26,507
添加物	11,981	12,311
成分規格等	14,370	14,370
病原微生物	14,874	15,202
カビ毒	7,582	7,972
遺伝子組換え食品	863	923
放射線照射	670	670
検査強化分 （SRM除去確認含む）	10,000	10,000
総計	100,021	100,109

→『令和5年3月30日付け薬生食輸発0330第2号「令和5年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について』
において示された具体的な計画件数であり、監視指導計画で示された計画件数とは差異があります。

検査実施の頻度が高いもの

➤ 届出数に対して計画数が多いもの（代表的なもの）

- はちみつ、ローヤルゼリー等：残留農薬
- 米国産果実（柑橘類（オレンジ、レモン等）、ぶどう等）：添加物
- 香辛料：カビ毒
- 種実類加工品：カビ毒

➤ 季節性の高いもの（代表的なもの）

- 生食用ゆでがに
- 生鮮果実（米国産果実、南半球の国からの果実）

* 輸入時期が限られていますので、同一ブランドでも検査頻度が高くなります。

モニタリング検査での連絡事項

1. 事前届出を積極的に活用してください。
2. 同一品目を頻繁に輸入する場合には、複数回モニタリング検査の対象となる場合がありますので、ご協力願います。
3. 季節によって輸入が多くなる貨物は検査が集中することがあります。

モニタリング検査での連絡事項

4. コンテナ通関を行う貨物については、コンテナヤードやデバン先（通関後）でのサンプリングにご協力ください。
5. 事前に現場への到着時間と検査対象貨物をお伝えしていますので、スムーズな検査の実施にご協力願います。
6. モニタリング検査において、在庫明細は必ず必要となりますので、可能な限り、検査前にFAX等で送付をお願いします。

モニタリング検査での連絡事項

7. モニタリング検査に該当の食肉、食肉製品等で、モニタリング検査前日までに衛生証明書の提出が困難な場合は、事前に電話連絡をお願いします。
8. モニタリングを予定している野菜、果実等について、植物防疫にて不合格、条件付き合格（燻蒸処理）の場合、検査予定日を変更しますので、速やかにお知らせください。
9. 行政検査（モニタリング検査）を実施した際、届出内容と貨物の同一性が確認できない事例が見受けられます。

届出の際に、届出事項と貨物に相違がないか、
確認と輸入者との情報共有を密にお願いします。

貨物確認検査の実施について

輸入食品監視指導計画に基づき、貨物確認検査を実施しています。

輸入者が過去に輸入したことのない食品、貨物の確認が必要と判断した貨物や定期的に輸入されている貨物においても輸入者の自主管理を促進する目的として、届出内容と輸入貨物に相違がないことを確認し、食品の安全性を図るために実施しております。

ご協力のほど、よろしくお願いいたします。



令和5年度輸入食品監視指導計画に係る説明会

- 食品等輸入届出に係る周知事項について
- その他連絡事項

令和5年4月26日

大阪検疫所食品監視課



目次

- 備考欄統一整理に関わる変更について
 - － はじめに
 - － 変更の要旨
 - － 各専用欄について
 - － 検査実績について
- 令和4年度FAINSプログラム変更について
 - － 届出実績番号からの届出情報引用機能
 - － 製造者コード検索機能
 - － コードの使用
- その他連絡事項
 - － 品目登録
 - － 入出力装置設置届出
 - － ワイン
 - － その他お願い
 - － 相談室からのお願い

備考欄統一整理に関わる変更について

- 備考欄の統一化とは
2022年2月、厚生労働省が全国的な備考欄記載の統一化のため、NACCS掲示板に資料を掲載した。

<https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/qanda/toranomaki/tora-ifa.html>

- 当課もこれを受けて、既存のルールを見直し、統合的な対応をとることとした。
- 既に対応いただいているところもあるが、改めて整理した内容を周知するもの。

はじめに① おわび

- 従来からの指導内容と変わってしまうこと、対応に関わる作業を発生させてしまうこと、大変申し訳ありません
- 審査速度について、この運用変更によって遅くなることは考えにくい

はじめに② メリット

- 過去と同じものを輸入する場合、過去と同じように届出できることは、官民双方のメリット
 - － 審査の迅速化
 - － 届出入力の省力化
 - － 届出所要時間の短縮

はじめに③ メリット

- 備考欄記載事項の整理により、
届出者が現状確認が必要な事項を認識可能
 - 廃止された通知（中国のNo Listなど）を整理し、
真に必要な情報を明確化
- 届出内容が整理されることにより、
検疫所の確認速度向上
- 大阪独自であったルールの廃止により、
全国的な届出情報の活用へ

変更の要旨① お知らせ文書

- 令和5年2月15日付け事務連絡【別紙1】
 - 当課から関係各位宛て、大阪輸入食品衛生協議会を通じて配布
 - 今後は全国的な統一に従うこと
- 大きな相違点
 - 継続欄、届出実績番号欄、備考欄

変更の要旨② 大きな変更点

- 継続欄
→従来は検査実績が無い場合でも「C」を入力していたが、整理により空白となる。
- 実績番号欄
→従来は必須では無かったが、整理により、積極的な入力をお願いします。
(特に加工食品について。)
- 備考欄
→整理により一部の記載方法を変更する。届出毎に指示に従っていただきたい。

変更の要旨③ 入力方法

貨物の状況	継続欄 入力	実績番号欄 入力	備考欄 入力
初回（新規）輸入の貨物 （輸入者が本邦初輸入） ※いわゆる「初回」	F (first)	空欄	なし
過去に届出した実績があり、有効期間内の 自主検査実績があるもの （必要な検査項目全てを実施済） ※いわゆる「継続」	C (continue)	入力※1	なし
過去に届出した実績があり、当該貨物で自 主検査を更新する貨物 （届出の都度毎回検査の場合を除く） ※いわゆる「更新」	U (update)	入力※1	なし
過去に届出した実績があり、当該貨物以外 で自主検査を更新する貨物 （他港等で更新中）	空欄	入力※1	更新中の届出番号を 入力 例：〈検査待ち： 61012345678-1〉
過去に届出した実績があり、自主検査を実 施していない貨物 ※いわゆる「実績あり」	空欄	入力※2	なし



黄色マーカーは従来と異なる部分

※1 前回検査実施時が望ましい

※2 直近のものが望ましい

変更の要旨④ ポイント

- 継続欄は入力方法に従って届出し、有効期間内の検査実績があるか、輸入者自らが責任を持って確認する。
→継続欄使用方法の全国的な統一
- 届出実績番号欄は、検査実績がある場合は検査実施時のもの、ない場合は直近のものが望ましい。すぐに分からない場合はあまり古くないものを入力する。
→入力や審査の迅速化
- 備考欄はルールに完璧に従う必要は無い。適宜当課の指示に従って対応いただきたい。
→記載の簡素化、根拠通知等の明確化



特に実績番号の管理についてご協力をお願いします。

各専用欄について① 継続欄

- 「F：First」（いわゆる初回）
初めて輸入する貨物の場合
 - － 他の輸入者での輸入実績があっても輸入者として初めて輸入する場合はこちら
- 「U：Update」（いわゆる更新）
以前に輸入の実績があり、かつ、到着した貨物で検査を実施する（した）場合
 - － 初めて試験成績書を提出する場合もこちら
- 「C：Continue」（いわゆる継続）
以前に輸入の実績があり、かつ、有効期間内の試験成績がある場合
 - － 試験成績を一度は検疫所で確認している必要あり

各専用欄について② 実績番号欄

- 自主検査を実施した貨物の場合
→最新の検査実施時の届出番号を入力
- 自主検査を実施していない貨物の場合
→直近の（もしくは新しい）届出番号を入力
- 実績番号が分かれば届出入力が簡素化できます。
ぜひ輸入者毎、貨物毎に実績番号を管理してください。
- 原則、以下については、実績番号が無くても審査可能です。
 - ✓ 生鮮食品
 - ✓ ぶどう酒（ワイン）



加工食品は原則入力をお願いします。

各専用欄について③ 備考欄

● 全国的な統一ルールに従う【別紙1】

- ✓ 優先順位に従い順番を守って入力
1. 検査 → 2. 原材料・材質 → 3. 添加物 → 4. その他
- ✓ 入力する事項はその意味を十分に理解し入力
→たとえば器具のポジティブリストについて
- ✓ 最新通知を確認し情報をアップデートする
→たとえば「No List」は通知削除済み

1. 検査	2. 原材料・材質	3. 添加物	4. その他
<命令>	EPO (IT) : 15%	シロップ (20%) に対し 131502:1.0g/kg使用	NO RADIO
<検査：シアン化合物>	CPR：分離不可	Ca:1%以下	NO 竜江河
ポジティブリスト適合	KPZ=アクリル	香料適法	健食原料

各専用欄について④ 備考欄

● 今後記載が不要なもの

① 自主検査情報（検査日、成績書番号、検出値）

→有効期間内であることは輸入者の責任において自らが確認

② レター提出情報（提出日、成績書貸与、天然由来での検出等）

③ 古い法改正関係情報

→器具のポリスチレン・シリコンゴム、

→おもちゃのフタル酸関係（可塑剤有無、検3材質）

×
今まで

○
これから

①	KI,CYC,SOA(0.40g/kg):2023.01.10 第1234567号(NO ISHI)	(記載不要、有効期間内は継続欄Cで)
②	天然由来レター提出済： 2023.01.10	(実績時に提出済なら記載不要)
③	シリコンゴム：H24.12.28改正OK フタル酸OK、検3材質なし	(古い法改正のため記載不要) (法改正後の運用に問題無いため記載不要)

各専用欄について⑤ 備考欄

● 実績番号として使用するための整理

- ① 社内管理番号等の届出に関係無い情報、専用欄で入力できる情報を入れない
- ② 1欄に全欄分の情報を入れない（ポジリス適合などは各欄へ入力）

×
今まで

○
これから

①	社内管理番号:OSA-51234 今回検査実施します		(記載しない)
②	1欄のみに↓ 全欄ポジリス適合		各欄に↓ ポジリス適合 又は ポジリス経過措置対象

検査実績について① 他ロット検査まち

- 他届出で検査を実施している届出（検査中）の検査実績を使用する届出（検査まち）について。
- 成績書添付時に検査まちの届出番号を全て分かるようにする。（MSFの連絡欄や成績書への記載を想定。）

状態	継続欄入力	実績番号欄入力	備考欄入力	成績書取得後
検査中 (別ロット、 他ロット)	F (初回)	空欄	なし	検査まちの届出番号を 分かるようにして電子 添付
	U (更新)	入力※	なし	
検査まち	空欄	入力※	検査中の届出番号を 入力 例：〈検査待ち： 61012345678-1〉	検査中が大阪の場合 →連絡不要 検査中が大阪以外の場 合→CFHにて連絡必要

検査実績について② 他輸入者の成績書

- 他輸入者の成績書を使用（借用）する場合は、成績書の所有者から使用許諾書を取得する。
- 他輸入者の実績があった場合でも、輸入者として初めてなら初回として届出し、初回資料（原材料、製法等）を添付する。

状況	継続欄 入力	実績 番号欄 入力	提出書類
輸入者としての実績が無く、 他輸入者の成績書を使用する	F (初回)	空欄	初回資料（原材料製法等） 使用許諾書、成績書
輸入者としての実績はあるが、 他輸入者の成績書を新たに使用する	U (更新)	入力※	使用許諾書、成績書
輸入者として他輸入者の成績書を使用し た実績があり、かつ有効期間内である	C (継続)	入力※	なし

令和4年度FAINSプログラム変更

- (IFB業務) 届出実績番号呼出し機能の追加
 - IFA入力の際に、同じ輸入者の実績番号があれば、届出情報を引用できる機能が追加された。
(個人の無符号輸入者は利用不可。)
- (IFS業務) 製造者コード検索機能の追加
 - IFA入力において、登録された製造者等コードを速やかに検索することが可能となった。
- (IFA業務) 実績番号からの届出情報コピー
 - IFAにて入力する際に、IIFの情報を展開(コピー)可能。詳しくは以下URLのスライド11参照を。(以前から可能)

https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/_files/00139243/FAINS.pdf

届出実績番号呼出し機能の追加 (IFB)

NACCSパッケージ (民側)

IFB 食品等輸入届出事項呼出し

ファイル(E) 編集(E) 業務(O) 表示(V) オプション(O)

元に戻す 切り取り コピー 貼り付け 外部ファイルを開く 名前を付けて保存 印刷

新規業務画面 送信 送信フォルダーに保存 添付ファイルの追加

システム識別
入力食品監視支援業務

入力情報特定番号

添付ファイル
ファイル名 サイズ

入力項目ガイド

業務メッセージ
コード 内容

業務固有情報

届出番号
届出実績番号

暗証記号
共通管理番号

・実績番号・欄番号の入力チェック等

- ① 1 番目の実績番号の共通部情報をIFAに出力する。
ただし、届出未済・取止め済・すべて違反欄で使用できない場合は、
2 番目の実績番号の共通部情報を使用する。
- ② 同一番号・同一欄が入力された場合はエラーとする
例) 11000000010 1
11000000010 1
- ③ 同一番号・スペース／欄指定の混在の場合はエラーとする
例) 11000000010 △
11000000010 1
- ④ 実績番号の歯抜け入力はエラーとする
- ⑤ 実績番号に紐づく欄番号の合計欄数が7 欄以下であること (違反欄は除く)
例) 11000000020が5欄届出、11000000030が5欄届出の場合に以下の入力をした場合
11000000020 △
11000000030 △
- ⑥-1 IFB実施者と、実績番号の届出者が一致していない場合はエラーとする
- ⑥-2 ただし、追加で暗証記号が入力された場合は、実績番号の輸入者符号と暗証記号 (F016A) に登録されている輸入者符号が一致していない場合にエラーとする

※実績番号と共通管理番号の同時入力による呼出しは可能
(共通管理番号呼出し対象項目については、共通管理番号の情報を優先して出力する)

<https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/system/shiyou/docs/2023011200021/>



実績と入力者 (通関業者) が異なる場合でも利用可能 !

製造者コード検索機能の追加 (IFS)

IFA入力画面 (IFA01も同様)

The image shows a software interface for entering IFA (Import Food Application) data. The main window is titled "IFA 食品等輸入届出事項登録" and contains various input fields for details like "種別", "届出番号", "共通番号", "輸入者", "住所", "電話番号", "衛生管理者", "生産国", "製造者", "製造所", "住所", "輸出者", "住所", "包装者", "住所", "積込港", and "積込日". A "コード検索" (Code Search) button is located on the right side of the main window.

A "コード検索ダイアログ" (Code Search Dialog) window is open, displaying search results. The dialog has a title bar "コード検索ダイアログ" and a close button. It contains the instruction "使用するコードのリンクをクリックしてください" (Click the link of the code you want to use) and a warning: "100件を超える検索結果が存在します。100番目の検索結果までが表示されます。" (There are search results exceeding 100 items. Only the first 100 search results will be displayed). Below this is a table of search results:

コード	名称	住所
CNAA0001	CHINA AA0001	CHINA JYUSHO0001
CNAA0002	CHINA AA0002	CHINA JYUSHO0002
CNAA0003	CHINA AA0003	CHINA JYUSHO0003

Annotations in the image provide additional information:

- A blue box at the top right says "注意喚起メッセージ出力欄" (Warning message output field), pointing to the warning message in the dialog.
- A blue box in the center says "コードのリンクをクリックすると、コード検索ダイアログ画面を閉じ、該当のコード欄にコード、名称及び住所を反映する" (Clicking the code link will close the code search dialog screen and reflect the code, name, and address in the corresponding code field).
- A red box on the right says "出力結果は、名称の昇順ソートで出力" (Output results are sorted in ascending order of name).
- A blue box at the bottom right says "コード検索履歴からもコード反映が可能" (Code reflection is possible from the code search history).
- A blue box at the bottom center says "名称または住所にキーワードを入力しボタン押下" (Enter keyword in name or address and click button).

<https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/system/shiyou/docs/2023021300025/>

コードの使用について① 旧コード不使用

- 原材料

- ✓ ECS（とうもろこしでんぷん）は旧コードのため、GMを確認しEIU（非組替）orEIV（組替）orEIW（不分別）を使用

- 添加物

- ✓ 321603（炭酸カルシウム）は旧コードのため、ワインは321610、それ以外は321609を使用

- 製造者

- ✓ 名称の後ろに「(DELETION)」と入るのは旧コードのため、他の適切なコードを使用

コードの使用について② 旧コード不使用

分類	名称	×	○
		旧コード (使用不可)	正しいコード
原材料	コーンスターチ (とうもろこし デンプン)	ECS	EIU (又はEIV、EIW)
添加物	炭酸カルシウム	321603	321609 (ワイン以外) 321610 (ワインのみ)
製造者		名称の後ろに DELETION	



NACCS掲示板の業務コード集に掲載ないものは使用しない！

コードの使用について③ 積極的使用

● 製造者

- ✓ 一部省略やカンマの位置等の軽微な違いについてはコードの使用を優先し、特に初回時は届出前に確認
- ✓ 製造者（A）コードと製造者（B）コードを適切に使用
- ✓ コード検索機能（IFS）を活用
- ✓ 入力者の方からもコード作成を申請可能

● 原材料

- ✓ 特にアフラトキシンの命令対象原料は積極的使用

コードの使用について④ 積極的使用

- 製造者コード作成は、以下URLよりメールにて手続き可能

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/yunyu_kanshi/index_00020.html

- 製造者（A）コードと製造者（B）コードの使い分け

コード種別 \ 食品種別	食肉以外の未加工の食品	食肉及び食肉製品以外の加工食品、添加物、器具・容器包装、おもちゃ	食肉	食肉製品
製造者・製造所(A)コード		○		
製造者・製造所(B)コード			○	○
輸出者コード	○		○	
包装者コード	○		○	

品目登録について

- 当該番号を記載することにより、届出時の記載（入力）や添付書類の提出が簡素化される制度
- 登録完了までに時間がかかるため、早めに提出
- 部品が複数ある器具は、食品に触れる部分すべての材質が必要（検査が必要な部分だけではない）
- 完成品を品目登録している場合、部品のみでの届出時は備考欄でそのことが分かるようにして届出【別紙2】
（部品での品目登録は必要ない）

入出力装置に係る届出について

- 令和4年11月15日付け事務連絡【別紙3】
- 厚生労働省ホームページからのオンライン手続きが可能となったため、ご協力お願いします。
(検疫所窓口の方が早いということはありません。)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/nyu_kanshi/index_00032.html

ワイン（ぶどう酒）について

- 届出方法について以下①②を両方満たす場合、添付書類の提出は不要
 - ① 原材料にぶどう、酵母以外の原材料を含まない場合
 - ② 添加物に二酸化硫黄、ソルビン酸以外の使用基準がある添加物を含まない場合
 - 物質として「ピロ亜硫酸カリウム」など、指定されているか必ず確認すること
- 備考欄に以下を記載
 - ✓ 二酸化硫黄、ソルビン酸（実施している場合）の検出値
 - ✓ 外国公的検査機関の場合、検査機関コード
 - ✓ ビンテージ無しの初回で資料提出が無い場合は、検査日
 - ✓ ソルビン酸等の使用基準がある添加物使用時は、使用量等

その他お願い① MSF

- 必要な資料のみを、可能な限りまとめて電子添付（MSF01）
 - 届出控えやこちらからの連絡書は不要
- 伝達事項がある場合は通信欄を活用
 - 登録時は何についての資料か、差替え時はどの資料のどの箇所を訂正しているのか入力
- 添付差し替えの際は、差し替え含め、全ての必要書類を再添付
 - 一度全部削除するが、差し替えのみを送付しない
- 写真はカラーを添付
 - 写真無ければ白黒で容量削減を

(2) 「通関系関連省庁添付登録 (MSF)」業務の新設

届出の際に必要な書類を電子的に提出可能とする。

【業務概要】

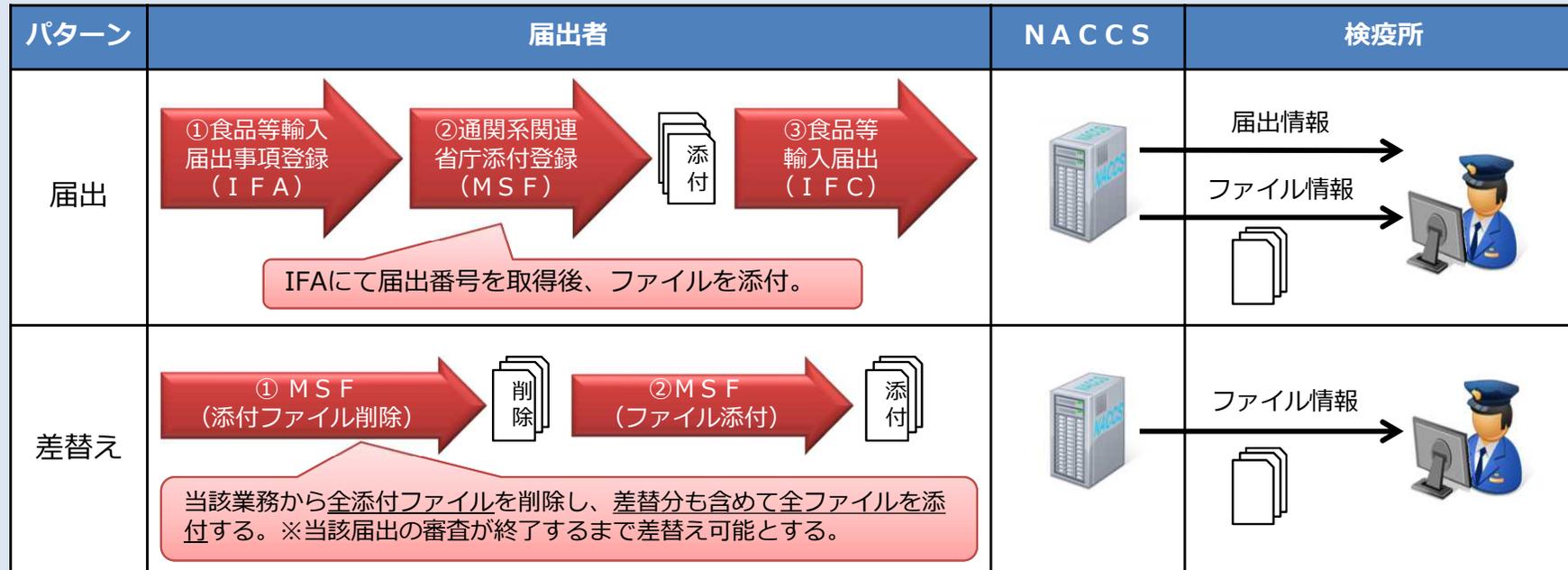
- ・ I F A (食品等輸入届出事項登録) 実施後に、当該届出に係る電子ファイルを添付する。
- ・ 本業務で添付した添付ファイルを変更する場合は、本業務で変更ファイルを含む全添付ファイルを削除後、全ファイルを再度添付する。

【添付ファイルの仕様】

- ・ 1届出当たりの最大添付ファイルサイズ：5MB 最大添付可能ファイル数：10
- ※届出に「添付書類の有無」欄を追加し、紙媒体の添付書類がある場合も把握可能となる。

【注 意】

- ・ 原本での提出を要求している書類については、引き続き原本で提出する必要がある。



その他お願い② IFEとCFH

- 届出変更（IFE）する際は、
変更内容欄にて変更箇所を明確に送信
- 双方向連絡（CFH01）は、
MSFやIFEができないときに使用
 - － 当課からの連絡書（保留）への回答が、添付資料の追加・差し替え（MSF）や届出の訂正（IFE）とならないときに使用

その他お願い③ コミュニケーション

- 窓口提出時、差し替え後の再提出などはトレーに入れるのではなく窓口で（できれば担当者に）お声かけください。
- 届出取り下げ（却下）が必要な際は、まずはお電話にてご相談ください。
- 衛生証明書などFAINS届出に窓口提出書類がある場合で、提出前に連絡書等のやりとりをする場合は、提出のタイミングをご連絡ください。



円滑なコミュニケーションにご協力をお願いします。



相談室からのお願い

- 相談は相談資料を受け付けた順で行っており、混み具合にもよりますが1週間程度のお時間をいただいております。1週間経過しても連絡がない場合はお問い合わせください。
- 事前相談は事前審査や事前許可の場ではありません。
- 検査項目については「大阪検疫所食品監視課ホームページ>輸入食品等関係参考情報>10 検査関係」を確認の上、輸入者として何を実施する予定なのか、自身の考えを示した上で相談してください。
- 提出する書類は内容を把握した上で提出してください。まずは輸入者が書類の内容を把握し、入手した書類を全て添付するのではなく、必要な書類を添付するとともに、具体的に相談する内容を明確にした上で相談してください。
- 相談資料は内容が確認できるものである必要があります。判読できないもの*は再度提出していただく必要が出てきますので、内容が確認できるものを提出してください。
(*カラー写真が必要なもの、枚数が多いもの、資料の文字が小さい、資料中に画像があるもの⇒郵送等)
- 相談手順は「大阪検疫所食品監視課ホームページ>事前輸入相談>相談方法」で示しています。手順に従って相談してください。「輸入食品等相談事前調査整理票」を記入する前の手順を飛ばさないでください。

まとめ

- 備考欄統一整理による対応の協力依頼
 - ✓ 実績番号管理、備考欄整理
- FAINSプログラム変更の機能活用
 - ✓ 入力情報引用
 - ✓ コードの適切な使用
- その他お願い事項
 - ✓ 変更点などを明確に
 - ✓ 円滑なコミュニケーション
 - ✓ 事前相談時の注意事項



社内で共有いただきますようよろしくお願いいたします。



事 務 連 絡
令和 5 年 2 月 1 5 日

関係各位

大阪検疫所 食品監視課

食品等輸入届出書の備考欄の統一について

平素は、検疫所における輸入食品監視指導業務にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

食品等輸入届出書の記載については、当課が示す「届出備考欄記載方法」に基づく記載をお願いしておりましたが、今般、届出審査の迅速化を目的とし、全国的に記載方法を統一することとなりました。

については、当課の「届出備考欄記載方法」を廃止し、今後にあつては、下記ホームページに掲載された「食品等輸入届出書備考欄の統一について」（別添）を参照し、届出を行うようお願いいたします。なお、届出審査において確認が必要な事項は、これに掲載されていない内容であっても記載を求めることがありますのでご理解ください。

<ホームページ掲載場所>

以下の「業務資料（航空・海上）」ページ中における関連省庁業務内及び虎の巻内

航空業務資料：<https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/system/ref/air/index.html>

海上業務資料：<https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/system/ref/sea/index.html>

虎の巻：<https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/qanda/toranomaki/tora-ifa.html>

以下に、これまで当課が示した記載方法との大きな相違点を列挙します。

①継続欄について

届出実績がある場合に「C（継続）」を入力するようお願いしておりましたが、今後は、有効な検査実績がある場合に「C」を入力するようお願いいたします。

②届出実績番号欄について

入力を求めておりませんでしたでしたが、同一品の届出実績がある場合には、「備考欄の記載について」に従い、届出実績番号欄への記載をお願いします。その際、検査実績がある場合は、前回検査実施時の届出番号を記載するようお願いいたします（記載が無い場合には、審査時に記載を求める場合があります。）。

③備考欄について

「備考欄の記載について」に従い記載してください。

①に従う場合、検査実績がある場合でも、検査日、検査項目の記載は必須ではありません。

組み合わせ器具の部品に対する品目登録について

大阪検疫所では、冷蔵庫、ウォーターサーバー、電気ポット等様々な材質の部品を組み合わせで製造した器具の部品を輸入する際は、届出書備考欄に完成製品の品目登録番号を記載することで、その部品の成績書の添付を求めず届出審査を実施しています。



「器具」の部品のみの品目登録要請はできる限り削減していただきますようお願いいたします。

よろしくお願ひします



大阪検疫所食品監視課
品目登録審査担当
TEL:06-6571-3523

事務連絡
令和4年11月15日

関係各位

大阪検疫所食品監視課

FAINS入出力装置の届出について

今般、FAINS入出力装置の設置、廃止及び変更の届出手続きについて、厚生労働省ホームページよりメールで届出を行うことが可能となったことから下記のとおりお知らせ致します。

記

1. FAINS入出力装置の設置、廃止及び変更の届出方法

以下のウェブサイトから手続きを行ってください。

厚生労働省ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 食品

> 輸入食品監視業務 > 入出力装置の届出について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/
bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/yunyu_kanshi/
index_00032.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/yunyu_kanshi/index_00032.html)



なお、しばらくの間、これまでどおり検疫所窓口でも提出を受け付けておりますが、検疫所を介する分、時間を要します。検疫所窓口への提出の場合は、入出力装置の設置、廃止及び変更届出書を書面にて1部提出ください（これまでと様式の変更はありません。）。

2. その他

本件に関して不明な点があれば、当課（06-6571-3523）までお問い合わせ下さい。